

大津市汚染土壌処理施設への汚染土壌の搬入の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する汚染土壌処理施設（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。以下同じ。）に汚染土壌（法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）を搬入する場合における市長への届出について定めることにより、汚染土壌の適正な処理の確保を図ることを目的とする。

(届出)

第2条 法第16条第1項の規定による都道府県知事への届出の義務を負う者は、当該汚染土壌を本市の区域内に存する汚染土壌処理施設に搬入しようとするときは、同項に規定する期限までに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、汚染土壌搬入届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第61条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の届出)

第3条 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、汚染土壌搬入変更届出書（様式第2号）を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、前条第3項に規定する書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

(非常災害のために必要な応急措置としての汚染土壌の搬入をした場合の届出)

第4条 法第16条第3項の規定による都道府県知事への届出の義務を負う者は、当該汚染土壌を本市の区域内に存する汚染土壌処理施設に搬入したときは、同項に規定する期限までに、市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届出は、応急措置としての汚染土壌搬入届出書（様式第3号）を提出して行うものとする。

(指導)

第5条 市長は、前3条の届出があった場合において必要があると認めるときは、当該汚染土壌に関して法第16条第1項から第3項までの規定による届出を受けた都道府県知事に対し、当該届出をした者に対する指導、監督等について意見を述べ、又は当該届出をした者に対し、当該汚染土壌の搬入について必要な指導をすることができる。

（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の規定による特定支障除去等事業として行われる汚染土壌処理施設への土壌の搬入）

第6条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）第2条第4項に規定する特定支障除去等事業として、汚染された土壌を本市の区域内に存する汚染土壌処理施設へ搬入しようとする都道府県知事等は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、前項の届出について準用する。

3 市長は、第1項の届出又は前項において準用する第3条第1項の届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出をした都道府県知事等に対し、当該汚染された土壌の搬入について、意見を述べることができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、平成26年7月1日以後に本市の区域内に存する汚染土壌処理施設に搬入する汚染土壌について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。